

令和 8 年 8 月定例会

厚生委員会資料
(子ども未来部)

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
目次 （略） 第1条～第7条 （略） （安全計画の策定等） 第7条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条、次条、<u>第13条の2</u>および第15条第1項において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた当該児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他当該児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2～4 （略） 第7条の3～第13条 （略） <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第13条の2 児童福祉施設の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 以下 （略）	目次 （略） 第1条～第7条 （略） （安全計画の策定等） 第7条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条、次条および第15条第1項において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた当該児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他当該児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2～4 （略） 第7条の3～第13条 （略） 以下 （略）

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第6条の2 （略） <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第6条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関す</u>	第1条～第6条の2 （略）

る法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 以下（略）	以下（略）
--	--------------

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
目次（略） 第1条～第13条（略） （児童対象性暴力等の防止） 第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 以下（略）	目次（略） 第1条～第13条（略） 第14条 削除 以下（略）

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第8条（略） （管理運営等） 第9条（略） 2 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関	第1条～第8条（略） （管理運営等） 第9条（略）

する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	
第10条 （略）	第10条 （略）

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第5条関係）

改 正 案	現 行
目次 （略） 第1条～第45条 （略） <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第46条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 第47条～第61条 （略） （準用） 第62条 第4条、第7条および第4節（第11条、第23条第1項および第4項、第24条、第25条第1項、第31条、第33条、<u>第46条</u>ならびに第51条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 第63条～第82条 （略） （準用） 第83条 第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第50条まで、第51条第1項および第52条から第54条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第16条中「第37条第6号および第51条第2項」とあるのは「第37条第6号」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第82条第1項」と、第25条第2項中	目次 （略） 第1条～第45条 （略） <u>第46条 削除</u> 第47条～第61条 （略） （準用） 第62条 第4条、第7条および第4節（第11条、第23条第1項および第4項、第24条、第25条第1項、第31条、第33条ならびに第51条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 第63条～第82条 （略） （準用） 第83条 第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から<u>第45条まで、第47条から</u>第50条まで、第51条第1項および第52条から第54条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第16条中「第37条第6号および第51条第2項」とあるのは「第37条第6号」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第82条第

「第23条第2項」とあるのは「第82条第2項」と、第26条第1項、第27条の見出しおよび同条ならびに第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。 第5節 共生型障害児通所支援に関する基準 (準用) 第84条 第7条、第8条、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第57条まで、第77条および第82条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。 第6節 基準該当通所支援に関する基準 第85条～第95条 (略) (準用) 第96条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第6項および第7項を除く。）、第26条の2、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条から第50条まで、第51条第1項および第52条から第54条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第95条」と、第16条中「いう。第37条第6号および第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第94条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第94条第2項」と、第26条第1項、第27条の見出しおよび同条ならびに第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第26条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。 第6章 保育所等訪問支援 第1節 基本方針 第97条～第100条 (略) 第4節 運営に関する基準 (準用) 第101条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第4項を除く。）、第26条の3、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条、第43条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで	1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第82条第2項」と、第26条第1項、第27条の見出しおよび同条ならびに第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。 第5節 共生型障害児通所支援に関する基準 (準用) 第84条 第7条、第8条、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から<u>第45条まで、第47条から第50条まで</u>、第51条第1項、第52条から第57条まで、第77条および第82条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。 第6節 基準該当通所支援に関する基準 第85条～第95条 (略) (準用) 第96条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第6項および第7項を除く。）、第26条の2、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条から<u>第45条まで、第47条から第50条まで</u>、第51条第1項および第52条から第54条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第95条」と、第16条中「いう。第37条第6号および第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第94条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第94条第2項」と、第26条第1項、第27条の見出しおよび同条ならびに第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第26条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。 第6章 保育所等訪問支援 第1節 基本方針 第97条～第100条 (略) 第4節 運営に関する基準 (準用) 第101条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条（第4項を除く。）、第26条の3、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条、第43条から<u>第45条まで、第47条から第50条まで</u>、第51条第1
--	---

および第93条から第95条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第95条」と、第16条中「いう。第37条第6号および第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第94条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第94条第2項」と、第26条第1項ならびに第27条の見出しおよび同条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第26条第6項中「を受けて」とあるのは「および当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児およびその保護者」とあるのは「障害児およびその保護者ならびに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価および保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価および訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者および訪問先施設に示す」と、第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者および当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第43条第1項中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。 第7章 多機能型事業所に関する特例 以下 （略）	項、第52条から第54条までおよび第93条から第95条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第95条」と、第16条中「いう。第37条第6号および第51条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第94条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第94条第2項」と、第26条第1項ならびに第27条の見出しおよび同条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第26条第6項中「を受けて」とあるのは「および当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児およびその保護者」とあるのは「障害児およびその保護者ならびに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価および保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価および訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者および訪問先施設に示す」と、第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者および当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第43条第1項中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。 第7章 多機能型事業所に関する特例 以下 （略）
---	---

秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第6条関係）

改 正 案	現 行
目次 （略） 第1条～第14条 （略） <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に	目次 （略） 第1条～第14条 （略）

<u>規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 以下 （略）	以下 （略）
---	---------------

秋田市保育所設置条例新旧対照表

改 正 案			現 行		
第 1 条～第 3 条 （略）			第 1 条～第 3 条 （略）		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名 称	位 置	定 員	名 称	位 置	定 員
(略)			(略)		
			秋田市岩見三内 保育所	秋田市河辺三内字外川 原115番地	45人
			(略)		
(略)			(略)		